

# エントリーシート [転入予定なし]

確認欄へのチェック☑、必要事項の記入をしてください。		確認欄
申込み・保育の必要性の認定	(1) 新宿区民ではない方の申込みは、受付を行っていない時期があります。申込みに関する要件をご確認ください。	<input type="checkbox"/>
	(2) 認可保育園・認定こども園を利用できる期間は年度末までです。ただし、保育を必要とする事由が「求職活動」、「妊娠・出産」等の場合は異なります。翌年度以降の継続については、毎年度手続きが必要です。保育を必要とする要件に該当しなくなった場合は継続することはできません。	<input type="checkbox"/>
	(3) 保護者の状況等に応じて保育の必要性の観点から優先順位を付け、利用(入園)する保育園等の調整を行います。そのため、希望どおりに入園できるとは限りません。	<input type="checkbox"/>
	(4) 書類不備の場合は利用調整の対象外となります。利用調整は、申込締切日までに提出された書類に基づき行います。申込締切日後に提出された書類は、翌月以降の利用調整に反映します。	<input type="checkbox"/>
	(5) 希望園の順番は入園(転園)のしやすさに関係しません。希望園は希望する順番に記入してください。希望園の変更は申込締切日まで可能です。	<input type="checkbox"/>
	(6) 申込み後、家庭状況(住所、連絡先、仕事、出産の予定、家族構成、保育状況等)に変更があった場合や、入園する必要がなくなった場合は、速やかにご連絡ください。変更があったにも関わらず連絡がないときは、内定や決定を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
	(7) 申込締切日時点の状況が入園月まで継続することを前提とした指数で利用調整を行っているため、『入園までに』または『入園後短期間で』申込み時と異なる状況(退職、転職、就労日数・時間の減少、第2子以降の妊娠・出産等)への変更により、指数が下がることが判明した場合は、変更後の状況に基づく指数で利用調整をし直します。その結果、内定や決定を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
	(8) 保育を必要とする状況等を確認するため、家庭や職場に電話や訪問をすることがあります。	<input type="checkbox"/>
	(9) 申込内容等に虚偽があったことが判明した場合は、内定や決定を取り消します。	<input type="checkbox"/>
内定後	(10) 入園(転園)月前月の期日までに内定園での面接、健康診断を受けられない場合は、内定を取り消すことがあります。また、入園は毎月1日です。月途中及び3月の入園はありません。	<input type="checkbox"/>
	(11) 内定を辞退した場合は、翌月以降の申込みは無効となります。辞退後も入園を希望する場合は、改めて入園申込み(申込書等一式の提出)が必要です。	<input type="checkbox"/>
保育時間・通園期間等	(12) お子さんをお預かりする保育時間は、保護者の就労時間・通勤時間、お子さんの状況を踏まえて園長が決定します。0歳児クラスの保育時間は、園によって月齢で異なることがあります。	<input type="checkbox"/>
	(13) 入園(転園)当初は、保育時間を短くし、徐々に通常の保育時間に近づけていく期間(慣らし保育期間)を設けています。慣らし保育期間は、お子さんの状況を見ながら園長が判断します。	<input type="checkbox"/>
	(14) 一時的に休園できる期間は2か月までです。休園の手続きや保育料については、居住する区市町村の担当部署にご確認ください。	<input type="checkbox"/>

裏面もご確認ください

該当する項目のみ、確認欄へのチェック☐、必要事項の記入をしてください。

確認欄

### 育児休業中の方

- 入園（転園）した場合は、育児休業期間にかかわらず、「復職に関する申告書」のとおり、入園月の末日まで（勤務先との調整により入園月に復職することができない場合は、翌月1日まで）に復職することが要件です。期日までに元の職場に復職しない場合は、内定や決定を取り消します。
- 復職後に育児のための短時間勤務制度を利用する方は、就労日数に変更なく、1日あたり2時間以内の短縮であれば、短縮前の就労状況の指数を適用します。2時間を超えて短縮していることがわかったときは、内定や決定を取り消します。

### 出産予定のある方

出産予定日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

#### 【就労している方】

- 産前・産後休暇期間(予定)を記入してください。  
\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- 「就労」を事由に申込みをしている方であっても、下のお子さんの出産予定があり、入園月中に産前・産後休暇が開始される方は、利用調整時に「妊娠・出産」の基本指数を適用します。
- 入園月の事由が「妊娠・出産」である場合は、出産日の属する月の2か月後の月の末日までの利用となります。ただし、産前・産後休暇終了後、すぐに復職し、認定事由が「就労」に変更する場合は、利用を継続することができます。  
申込み後に基本指数を「就労」ではなく、「妊娠・出産」に該当することがわかった場合は、「妊娠・出産」の指数で利用調整をし直します。その結果、内定や決定が取消しとなることがあります。

#### 【就労していない方】

- 入園月の事由が「妊娠・出産」である場合の利用期間は、出産予定月を中心に前後2か月間（計5か月）です。出産した月が産前・産後休暇より早まったり、遅れたりした場合は、期間を変更します。
- 利用できる期間は、出産した日から2か月後の月の末日までです。

### 転園希望の方

- 転園申込みの取下げができるのは、各月申込締切日までです。
- 転園の利用調整は、転園による空きに対する入園(転園)についても同時に行っているため、転園が内定した場合は、いかなる理由であっても辞退して元の園に戻ることはできません。
- 延長保育を利用中の方であっても、転園先で延長保育を利用できない場合があります。

各項目について、全て同意の上で申込みます。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 保護者氏名 \_\_\_\_\_ [ 父 母 ]

申込児童氏名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日生)

申込児童氏名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日生)